

06 外務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区	
要望事項 (事項名)	ビザ取得要件の緩和及び簡素化①		都道府県	愛知県
			提案事項管理番号	1028060
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	法務省 外務省 厚生労働省
------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>この場合本来は、あいちトリエンナーレ実行委員会では在留資格認定証明交付申請をし、証明書を取得した後、申請者が契約書の写しなどを添えて芸術ビザ、興行ビザの申請、取得をすることになる。あいちトリエンナーレ 2010 の時には、美術館ギャラリー一での公演における海外からの出演者、舞台公演出演者のうち海外からの招聘者について、興行ビザを取得したが、公演によっては契約内容が直前まで固まらないことなどから、契約書を交わすのが遅くなり、来日までにビザ申請・取得できない恐れがあった。</p> <p>そこで本特例措置により、報酬を受取る場合でも短期の滞在であれば、短期滞在ビザでの入国が可能となるよう求めるものである。</p> <p>そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。</p>

06 外務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区	
要望事項 (事項名)	ビザ取得要件の緩和及び簡素化②		都道府県	愛知県
			提案事項管理番号	1028070
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	法務省 外務省
------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>また、上記提案の、短期滞在ビザでの入国が認められない場合は、契約書の添付の代わりに、短期ビザ申請と同様、招聘元からの招へい理由書、身元保証書、滞在予定表等の提出でもって、ビザが発給されるようになるよう手続きの簡素化を要望するものである。</p> <p>そうならば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。</p>